

## 【イタンジ・3Films 協業サービス特約】

### 第1条 (本特約の適用)

本特約は、イタンジ株式会社（以下「当社」といいます。）が定める ITANDI SYSTEM 利用規約（以下「利用規約」といいます。）に付随するものであり、協業サービス利用者（本特約第2条第3号に定義。）に対して適用されます。

### 第2条 (定義)

1. 本特約において使用する用語は、以下各号に定める意味を有するものとします。なお、本条規定の他は、利用規約の規定と同じ意味を有するものとします。

①「3Films サービス」とは、株式会社 3Films（以下「3Films」といいます。）が運営・提供する、以下に掲げる事項の一部または全てによって構成されるサービスをいいます。

イ) ウェブサイト制作サービス：

不動産関連事業者向けのウェブサイト当社 3Films 間で合意した事項・要件または第三者の求める事項・要件より 3Films が決定する仕様に基づくウェブサイト制作するサービスをいいます。なお、ウェブサイト制作における 3Films の具体的な業務内容は、以下に掲げる事項のとおりとします。

a) レイアウトなどの設計、コーディング、独自ドメインの設定、SSL (Secure Sockets Layer) などのセキュリティ対応、SEO (Search Engine Optimization) 対策などに拠るホームページ（以下「3Films 制作サイト」といいます。）を作成する業務

b) 3Films 制作サイトと第三者である不動産関連事業者により運営される不動産情報交流ウェブサイトなどのコンバート（データ一括送信など）、外部サービスからのデータ連携などを可能とする各種機能を実装する業務

c) 上記 a、b に付随する業務

ロ) 3Films 制作サイト保守・運用サービス：

3Films 制作サイトに関して、変更・調整・修正・各種機能に関するメンテナンス・SEO 対策などを行う業務をいいます。）

ハ) コンバートシステム「3之助クラウド」：

第三者が開発・運営など行うシステム、ソフトウェア、ウェブサイトなどに対する情報連携機能およびその他 3Films が定める機能を有するクラウドシステムをいいます。

ニ) その他上記イ、ロ、ハに付随するサービス：

詳細は、当社および 3Films が別途書面をもって定める内容に基づきます。

②「イタンジ・3Films 協業サービス」とは、イタンジシステム利用契約と併せて、以下に掲げる方式のいずれかによって 3Films サービスを提供するサービスです。その詳細は第3条の規定に基づきます。

イ) マスター・サブライセンス方式：

・当社と 3Films との間で成立する、3Films サービスに関する利用契約（以下「マスターライセンス契約」といいます。）に基づき、当社より協業サービス利用者に対して 3Films サービスの使用再許諾などを行う契約（以下「サブライセンス契約」といいます。）によって、3Films サービスを利用できる方式です。なお、サブライセンス契約については、当社と協業サービス利用者（次号に定義。以下同じ。）間で成立するものとします。

ロ) 集金代行方式：

・協業サービス利用者と 3Films との間で成立する 3Films サービスに関する利用契約において、3Films サービスに関する利用料金の支払いについては、当社が 3Films を

代行して、当該利用料金をイタンジシステム利用料金と併せて、協業サービス利用者より集金する方式をいいます。

- ③「協業サービス利用者」とは、イタンジ・3Films 協業サービスに関する利用契約（以下「協業サービス契約」といいます。）を締結した者をいいます。

### 第3条. (イタンジ・3Films 協業サービスについて)

1. イタンジ・3Films 協業サービスは、当社と 3Films が業務提携関係において、協同で企画・運営するサービスであることを前提とします。
2. 協業サービス契約の詳細（導入対応、導入後のカスタマーサポートなどを含みます。）については、当社または 3Films が協業サービス利用者に対して行う説明およびシステム利用プランに基づくものとします。

### 第4条. (利用規約の準用)

協業サービス利用者は、協業サービス契約については、利用規約（関連特約を含みます。）の規定が準用されること（疑義を避ける為に付記するならば、協業サービス利用者は、利用規約上の禁止行為、損害賠償責任などについて、3Films サービスに関してもその義務と責任を負うものとなります。）を本項において予め承し、当該規定を遵守することおよび当該規定に違反した場合には当社および 3Films からの請求に従い、補償・是正などの措置を執ることを確約・保証します。

### 第5条. (注意・免責事項等)

協業サービス利用者は、利用規約の規定の他、イタンジ・3Films 協業サービスにおける 3Films サービスの利用にあたり、以下各号に掲げる事項を予め承します。

- ① 3Films サービスについて、3Films が随時機能追加・削除、改良、バージョンアップのために予告なくその全部又は一部を変更する可能性があること
- ② 3Films サービスに関するバグ・不具合の修正などを要請する権利は、3Films から当社および協業サービス利用者に対して付与されず、当該修正などについては、3Films の都合・判断にて行うこと（ただし、協業サービス利用者と 3Films 間で別途合意した場合には、この限りではないものとします。）
- ③ 3之助クラウドがあくまで入力支援ツールであり、以下事項に関しては 3Films を免責とすること（ただし、導入時点での 3Films の説明内容や仕様などとの確認結果との相違によって事後的に当該非対応について判明した場合には、この限りではないものとします。）。
  - イ) 第三者が運営・提供するウェブサイト、システムなどの入力項目全てに対応しない可能性があること
  - ロ) 3Films サービスの仕様が変更された場合または新規若しくは追加のウェブサイトなどについて、書き込み機能が対応不可であること、不具合が生じ得ること若しくは 3Films サービスを対応可能とすることについて遅延などが発生し得ること
  - ハ) 3Films サービスの対応数（ウェブサイト連携数など。増減などの変化が生じる可能性を含みます。）について何ら保証されないこと
  - ニ) 3Films サービスの使用責任は協業サービス利用者自らにあること（入力作業において 3Films サービスなどに関して真偽、数値、単位、語句などの誤謬、写真・図面の相違、欠如など、3Films サービスの使用・利用上の責任をいいます。）
  - ホ) 3Films は、自らの故意または重過失による場合を除き、3Films におけるサーバー故障、停電などに起因して 3Films サービスにおけるシステムダウンなどが生じた場合にお

いて、3Films サービスの閉鎖・使用不能・使用変更などに伴う通信の一時的または永久的な途絶について免責されること（なお、かかる場合、3Films は最大限の努力をもってサーバー復旧などをもって 3Films サービスの使用を再開できるように必要な措置を執るものとします。）

- へ) 3Films サービスに関するカスタマーサポートについて、3Films がリモート環境においてこれを行うこと（なお、当社は、協業サービス利用者に対して、コンピュータなどの端末およびネットワークなどのセキュリティについて、設定変更を要する場合があることを、協業サービス利用者に対して予め確認させるものとします。）
- ト) 3Films が推奨する 3Films サービスの動作環境以外の動作環境においては、3Films サービスが正常に作動しない場合があること（疑義を避ける為に付記するならば、コンピュータなど端末の使用状況、接続された周辺機器、使用中の OS、アプリケーションソフトなどにより、正常に動作しない場合があり、常に正常作動を保証するものではないこと、通信環境によってはオプション子機が正常に動作しない場合があることをいいます。）
- チ) 上記へおよびト)について、コンピュータなど端末本体、OS、その他アプリケーションソフトのサービス、サポートなど、3Films サービス以外に関する問い合わせについては、3Films が対応しないこと
- リ) 火災、地震などの災害、第三者による行為・事故、協業サービス利用者の故意・過失による誤用、その他異常な条件下での使用による 3Films サービスの不具合・損害（3Films の定める使用時のマニュアルなどを遵守しないこと、3Films が関与しない端末・ネットワークなどの接続機器、ソフトウェア、ユーザー制限などとの組み合わせによる誤作動によって生じた損害を含みます。）に関して、3Films が免責されること
- ヌ) 3Films サービスの使用または使用不能（一部または全ての場合を含む。）から生じる協業サービス利用者の損害（クラウドシステム、ウェブサイトなどにおける情報・記録内容の変化・毀損・消失、営業上の利益の喪失、事業の中断、営業情報の喪失などをいいます。）について、3Films が免責されること
- ル) 協業サービス利用者が使用するコンピュータなどの端末、ネットワークなどの什器・設備に関して、独自に設定した環境またはインストールしたソフトウェアなどについて、3Films サービスの故障または修理対応に応じて、消去などのリスクがあることおよび当該リスクに起因する損害について、3Films が免責されること

## 第6条. (協業サービス契約の終了)

1. 協業サービス利用者は、以下各号に掲げる場合が生じるとき、当社が、協業サービス契約の終了通知を当該終了の 1ヶ月前までに通知することをもって、理由の如何を問わず、協業サービス契約を終了できることを、本項において予め承じます。なお、当社または 3Films の故意若しくは重過失による場合を除き、上記通知を行うことをもって、協業サービス利用者は、当社と 3Films に対して、当該終了による損失・損害などに関するクレーム、損害賠償などの請求を、当社および 3Films に対して、一切行わないことを、本項において予め承じます。
  - ① 当社と 3Films 間の業務提携関係が解消される場合
  - ② 3Films サービスに関する仕様変更などにより、イタンジ・3Films 協業サービスとしてサービス提供することが不能であると当社が判断する場合
  - ③ その他当社がイタンジ・3Films 協業サービスの提供を中止すべきと判断する場合
2. 協業サービス利用者は、前項の協業サービス契約終了に際して、イタンジシステムまたは

3Films サービスの継続利用を希望する場合には、当社または 3Films に対して、協議することができます。なお、当該継続利用が実現した場合において、協業サービス契約上のシステム利用プランと、当該継続利用における利用条件とは異なる場合があることを、協業サービス利用者は本項において予め了承します。

#### **第7条 (3Films サービスに関する権利帰属)**

協業サービス利用者は、3Films サービスに関する知的財産権（協業サービス利用者の要望に基づき、カスタマイズされた 3Films サービスのプログラム、ソースコードなどを含みます。）の一切は、3Films に原始的に帰属することを、本項において予め了承します。

#### **第8条 (利用規約との関係)**

本特約に規定の無い事項は、利用規約の規定に基づくものとします。また、本特約と利用規約の規定間での矛盾、抵触などがある場合には、本特約の規定を優先して適用するものとします。

以上

附則

2022年3月17日 制定